

Press Release

平成 26 年 11 月 26 日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課 長 岩﨑 公男

課長補佐佐藤桂子地方障害者雇用担当官福田貴仁

電話番号 088-611-5387

報道関係者各位

平成26年 障害者雇用状況の集計結果 ~民間企業の実雇用率が大幅に上昇~

徳島労働局(局長 樋野 浩平)は、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 26 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、 精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計 したものです。

【集計結果の主なポイント】

- <民間企業>(法定雇用率 2.0%)
 - ○雇用障害者数は過去最高を更新
 - ・雇用障害者数は1,345.0人、対前年8.0%(100.0人)増加
 - ・実雇用率は1.90%、対前年比0.12ポイント上昇
 - ・法定雇用率達成企業の割合は 57.5%(前年比 4.2 ポイント上昇)
- <公的機関等> (同 2.3%、県などの教育委員会は 2.2%) ※()は前年の値
 - ○県、教育委員会は雇用障害者数及び実雇用率で対前年を上回る。

市町村は雇用障害者数及び実雇用率で対前年を下回る。

独立行政法人は雇用障害者数は対前年を上回るが、実雇用率は下回る。

· 県 : 雇用障害者数 91.0人(89.0人)、実雇用率 2.38%(2.32%)

市 町 村:雇用障害者数 166.5人(175.0人)、実雇用率 2.27%(2.36%)

·教育委員会:雇用障害者数 123.5人(122.0人)、実雇用率 2.17%(2.12%)

独立行政法人:雇用障害者数 48.0人(43.0人)、実雇用率 2.16%(2.31%)

徳島労働局では、障害者雇用促進を最重点施策の一つとして、法定雇用率達成指導と就労支援機関と連携した支援等を実施した結果、昨年度に引き続き大きく進展したところであり、 今後も継続して重点的に取り組みます。

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 法定雇用率の改定 >

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わっております。

キポンピハ	法定雇用率
事業主区分	平成25年4月1日以降
民間企業	2.0%
国、地方公共団体等	2. 3%
都道府県等の教育委員会	2. 2%

2 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業(50人以上規模の企業:法定雇用率2.0%)に雇用されている障害者の数は1,345.0人、前年より8.0%(100.0人)増加し、過去最高を更新した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は914.5人(対前年比5.7%増)、知的障害者は357.0 人(同10.7%増)、精神障害者は73.5人(同28.9%増)と、いずれも前年より増加 した。
- ・ 実雇用率は、1.90% (前年は1.78%) であった。法定雇用率達成企業の割合は57.5% (同53.3%) であった。

〔総括表1、グラフ(1)(3)、詳細表1(1)・(4)〕

〇 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50~56人未満規模企業では24.0人、56~100人未満規模企業で246.0人、100~300人未満で473.0人、300~500人未満で176.0人、500~1000人未満で94.5人、1,000人以上で331.5人と、いずれも前年より増加した。
- 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.90%と比較すると、
 - → 100~300人未満 (1.99%)、300~500人未満 (1.98%)、500~1000人未満 (1.97%) については上回った。
 - → 50~56人未満 (1.10%)、56~100人未満(1.85%)、1,000人以上(1.87%) については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50~56人未満規模企業が48.8%、56~100人未満 規模企業が56.5%、100~300人未満が62.4%、300~500人未満が45.8%、500~1,0 00人未満が71.4%、1,000人以上が57.1%であった。

[グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)]

〇 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」の8業種で前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」(2.20%),「金融業、保険業」(2.11%)、「教育、学習支援業」(2.17%)、「医療、福祉」(2.05%)「複合サービス事業」(2.32%)の5業種は法定雇用率を上回っている。

[グラフ(4)、詳細表1(3)]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成26年の法定雇用率未達成企業は172社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、70.9%である。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に 占める割合は、64.5%となっている。

〔詳細表 1(5)〕

3 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

・県の機関に在職している障害者の数は91.0人、実雇用率は2.38%と、前年に比べ 0.06ポイント上昇し、全機関が達成。

「詳細表 2 (1)]

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.3%)

・市町村の機関に在職している障害者の数は166.5人、実雇用率は2.27%と、前年に 比べ0.09ポイント低下した。32機関中24機関が達成。

[詳細表 2(2)]

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

・県等の教育委員会に在職している障害者の数は123.5人、実雇用率は2.17%と、 前年に比べ、0.05ポイント上昇した。2機関中1機関が達成。

[詳細表 2 (3)]

(4)独立行政法人(法定雇用率2.3%)

・独立行政法人に在職している障害者の数は48.0人、実雇用率は2.16%と、前年に比べ、0.15ポイント低下した。3機関中2機関が達成。

〔詳細表 2 (4)〕

平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合		
民間企業	70, 676. 5 人	1,345.0 人	1. 90 %	233 / 405	57. 5 %		
	(70,029.0 人)	(1,245.0 人)	(1.78 %)	(215 / 403)	(53.3 %)		

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	3,825.5 人	91.0 人	2. 38 %	4 / 4	100.0 %
日日	(3,833.5 人)	(89.0 人)	(2.32 %)	(4 / 4)	(100. 0 %)
	2, 932. 0 人	68.0 人	2. 32 %	1 / 1	100.0 %
知事部局	(2,950.0 人)	(68.0 人)	(2.31 %)	(1 / 1)	(100. 0 %)
その他の	893.5 人	23.0 人	2. 57 %	3 / 3	100.0 %
県機関 ((883.5 人)	(21.0 人)	(2.38 %)	(3 / 3)	(100. 0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合		
市町村の機関	7, 342. 5 人	166.5 人	2. 27 %	24 / 32	75.0 %		
川町町の機関	(7,427.0 人)	(175.0 人)	(2.36 %)	(28 / 34)	(82.4 %)		

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		② 障害者の数	障害者の数		③ 実雇用率		④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数			自合
計	5, 700.5 人		123. 5	人	2. 17	%	1	/	2	50.0	%
百1	5, 753.0 人) (122. 0	人)	(2.12	%)	(1	/	2)	50.0	%)
徳島県	5, 189.5 人		116. 5	人	2. 24	%	1	/	1	100.0	%
教育委員会	5, 242.0 人) (116.0	人)	(2. 21	%)	(1	/	1)	(100. 0	%)
市町村	511.0 人		7. 0	人	1. 37	%	0	/	1	0.0	%
教育委員会 (511.0 人) (6. 0	人)	(1.17	%)	(0	/	1)	(0.0	%)

(4) 独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.3%)

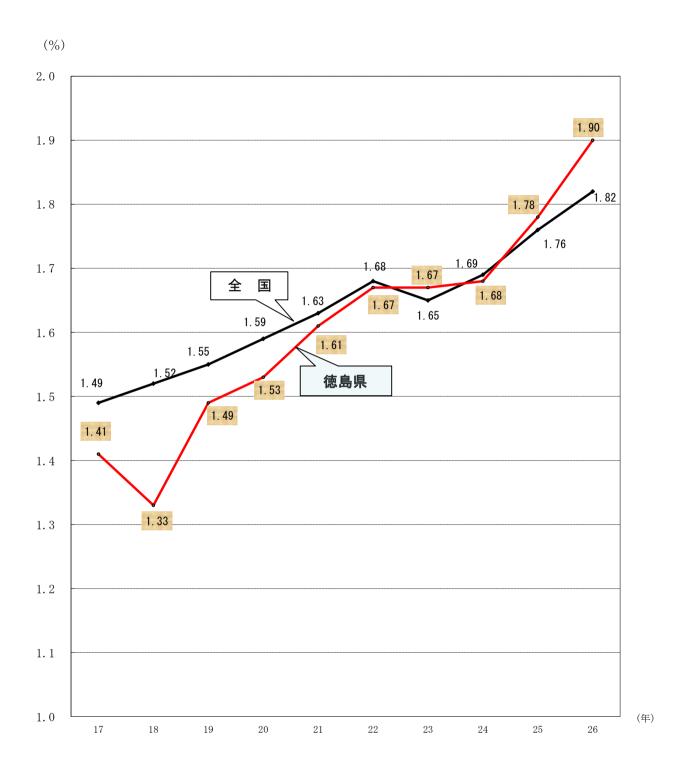
	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合		
国立大学法人	2, 219.5 人	48.0 人	2. 16 %	2 / 3	66.7 %		
地方独立行政法人	(1,859.5 人)	(43.0 人)	(2.31 %)	(2 / 2)	(100.0 %)		

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数 (身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について 定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の 重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い (重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に 相当するものとして0.5カウントとしている。
 - 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
 - 5 () 内は、平成25年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

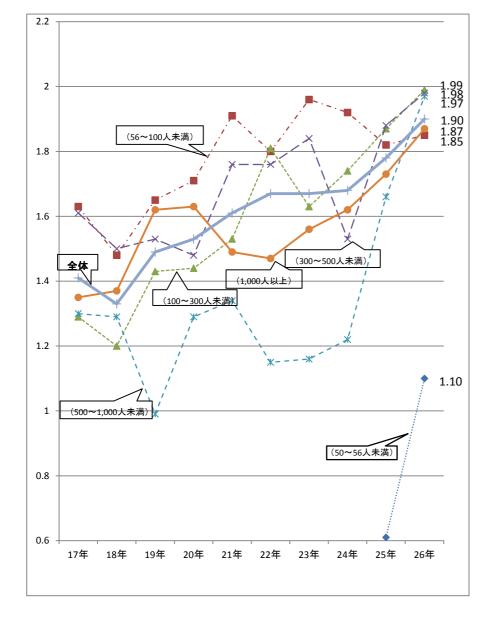
民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率の推移

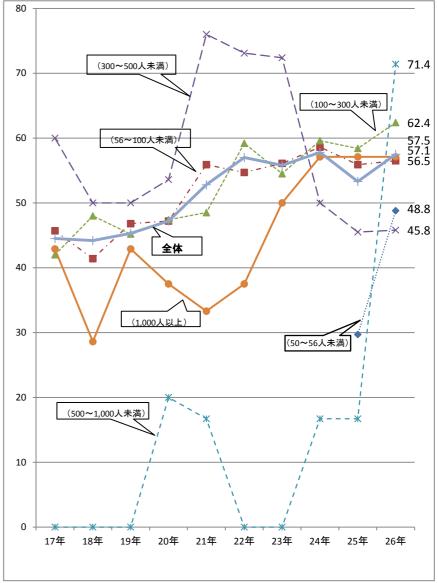
法定雇用率2.0%



(2)企業規模別実雇用率

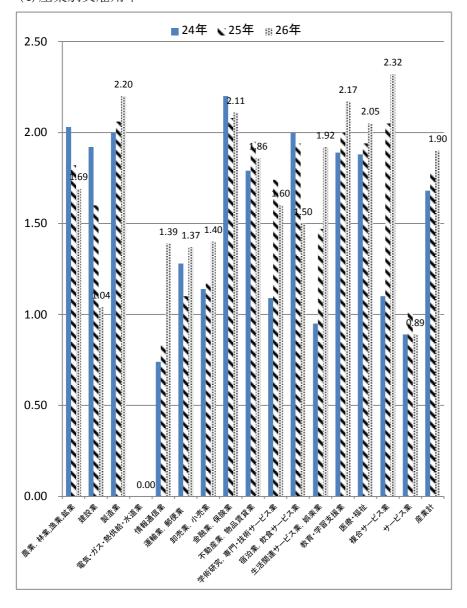


(3)企業規模別達成企業割合

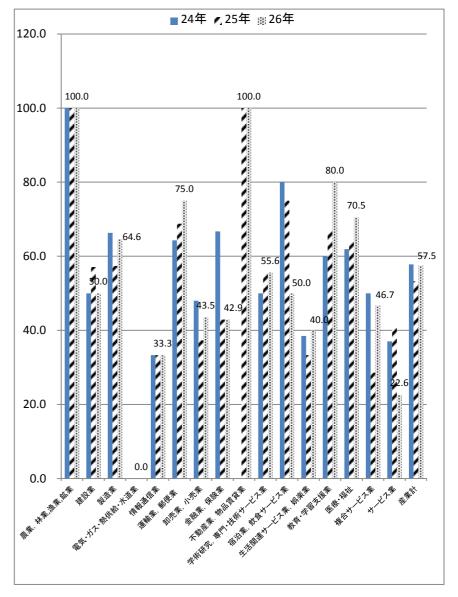


9

(4) 産業別実雇用率



(5)産業別達成企業割合



-7-

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、 「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告(毎年6月1日の状況)

(障害者雇用促進法 第43条第7項)

雇入れ計画作成命令(2年計画)

翌年1月を始期とする2年間の計画 (※)を作成するよう、公共職業安定 所長が命令を発出

(同法第46条第1項)

雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、 適正な実施を勧告(計画1年目12月) (同法第46条第6項)

特別指導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施(計画期間終了後に9か月間)

企業名の公表

(同法第47条)

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、徳島労働局、厚生労働省本省による直接指導も 実施している。

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に変更している。

平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況 (詳細表)

<目次>

1	民間	企業における雇用状況 (法定雇用率 2.0%)	
	(1)	概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(2)	企業規模別の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(3)	産業別の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(4)	民間企業における雇用状況の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2	公的	機関における在職状況	
	(1)	県の機関(法定雇用率 2.3%)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(2)	市町村の機関(法定雇用率 2.3%)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	(3)	県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(4)	独立行政法人(法定雇用率2.3%)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3	公的	機関の各機関の状況	
	(1)	県の機関の状況 (法定雇用率 2.3%)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(2)	市町村の機関の状況(法定雇用率 2.3%)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(3)	県等の教育委員会の状況 (法定雇用率2.2%)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(4)	独立行政法人の状況 (法定雇用率2.3%)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

① 概況

区分	企業数	はるカ 側 自 奴	体障害者及 び重度知的 障害者	重度知的障	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者		$\Lambda \times 9 \perp P \perp C \perp$	F. うち新規雇 用分	④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
徳島県	405 (403)	70, 676. 5 (70, 029. 0)	314 (289)	43 (28)	620 (587)	108.0 (104.0)	1,345.0 (1,245.0)	160.5 (138.0)	1.90 (1.78)	233 (215)	57.5 (53.3)
全 国	86, 648 (85, 314)	23, 650, 463. 5 (23, 213, 401. 0)	103, 320 (99, 560)	12, 360 (11, 197)	195, 279 (184, 179)	33, 893 (28, 903)	431,225.5 (408, 947. 5)	45,269.5 (41, 906. 0)	1.82 (1.76)	38,760 (36, 413)	44.7 (42.7)

② 障害種別雇用状況

				②身体	障害者の数			③知的障害者の数						④精神障害者の数			
区分	障害者の数		b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者 人	外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者		f. うち新規雇 用分 人			外の知的障 害者		1 u × 0.0	f. うち新規雇 用分 人	者	d. 精神障害 者である短 時間労働者 人	$c \pm d \times 0.5$	f. うち新規雇 用分
徳島県	1,345.0 (1,245.0)	263 (241)		348 (350)	23 (23)	914. 5 (865. 5)	89. 5 (68. 5)	51 (48)			:	357.0 (322.5)	51. 5 (54. 5)	54 (39)	39.0 (36.0)	73. 5 (57. 0)	19.5 (15.0)
全 国	431, 225. 5 (408, 947. 5)	87, 195 (84, 682)		123, 633	12, 849 (11, 545)	313, 314. 5 (303, 798. 5)	26, 347. 5 (25, 239. 0)	16, 125 (14, 878)	•		: :	90, 203. 0	11, 469. 5 (10, 530. 5)	22, 773 (18, 275)	: :		7, 452. 5 (6, 136. 5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数 (身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種 について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとして おり、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害 者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E 欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20 時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられ た障害者数である。
- 5 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは234のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとし ており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者 である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして おり、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働 者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上 30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日 までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることと なった。

10

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

	1)		2			③ 障害者の	数			4)	(5)	6
区分	企業数		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	者及び重度知的 障害者	知的障害者で	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	身体障害者及	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分	実雇用率 E÷②×100	法定雇用 率達成企 業の数	法定雇用 率達成企 業の割合
規模計		企業 405	70676. 5	314	人 43	人 620	人 108	人 1, 345. 0	160. 5	1.90	企業 233	57. 5
	(403)	(70029.0)	(289)	(28)	(587)	(104)	(1,245.0)	(138.0)	(1.78)	(215)	(53.3)
50~ 56人未満		企業 41	2, 179. 5	1 1	人 1	人 21	0.0	24. 0 ^人	2. 0	1. 10	企業 20	48. 8
	(37)	(1,963.5)	(0)	(0)	(12)	(0.0)	(12.0)	(2.0)	(0.61)	(11)	(29.7)
56~ 100人未満		177	13, 297. 5	58	8	110	24. 0	246. 0	35. 0	1. 85	100	56. 5
	(177)	(13, 147. 5)	(49)	(9)	(123)	(18.0)	(239.0)	(21.5)	(1.82)	(99)	(55.9)
100~		149	23, 809. 0	111	16	209	52	473. 0	53. 0	1. 99	93	62. 4
	(154)	(24,652.0)	(106)	(12)	(212)	(48.0)	(460.0)	(52.5)	(1.87)	(90)	(58.4)
300~ 500人未満		24	8, 870. 5	42	9	78	10.0	176. 0	21.0	1. 98	11	45. 8
	(22)	(8,504.5)	(40)	(5)	(68)	(13.0)	(159.5)	(11.0)	(1.88)	(10)	(45.5)
500~ 1000人未満		7	4, 788. 5	18	6	43	19.0	94. 5	14. 5	1. 97	5	71. 4
	(6)	(4, 209. 0)	(14)	(1)	(31)	(20.0)	(70.0)	(16.5)	(1.66)	(1)	(16.7)
1,000以上		7	17, 731. 5	84	3	159	3.0	331.5	35. 0	1. 87	4	57. 1
	(7)	(17, 552. 5)	(80)	(1)	(141)	(5.0)	(304.5)	(34.5)	(1.73)	(4)	(57.1)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

	1)					語者の数						③知的障					④精神障		
区分	障害		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者		b+c+d	f. うち新規雇用 分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者		e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
		人	人	人				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	. 人	人
規模計		1, 345	263	29	348	23		914. 5	89. 5	51	14	218	46	357. 0	51.5	54	39	73. 5	19. 5
	(1,245.0)	(241)	(22)	(350)	(23	(865.5)	(68.5)	(48)	(6)	(198)	(45)	(322.5)	(54.5)	(39)	(36)	(57.0)	(15.0)
50∼		24. 0	1	1	14	0		17. 0	- /	0	0	5	0	5. 0		2	0	2. 0	1
56人未満	(12.0)	(0)	(0)	(9)	(0) (9.0)	/	(0)	(0)	(1)	(0)	(1.0)	/	(2)	(0)	(2.0)	/
56∼		246. 0	50	5	66	3		172. 5		8	3	36	10	60.0		8	11	13. 5	
100人未満	(239.0)	(42)	(7)	(73)	(2) (165.0)	/	(7)	(2)	(43)	(6)	(62.0)	/	(7)	(10)	(12.0)	/
100~		473. 0	90	13	125	11		323. 5		21	3	70	21	125. 5		14	20	24. 0	
300人未満	(460.0)	(87)	(9)	(125)	(15) (315.5)	/	(19)	(3)	(73)	(16)	(122.0)	/	(14)	(17)	(22.5)	/
300∼		176. 0	25	5	44	5		101.5		17	4	23	2	62. 0		11	3	12. 5	
500人未満	(159.5)	(22)	(4)	(40)	(2) (89.0)	/	(18)	(1)	(20)	(8)	(61.0)	/	(8)	(3)	(9.5)	/
500∼		94. 5	16	3	25	3		61.5		2	3	16	12	29. 0		2	4	4. 0	
1000人未満	(70.0)	(13)	(1)	(23)	(3) (51.5)		(1)	(0)	(8)	(14)	(17.0)		(0)	(3)	(1.5)	
1,000以上		331.5	81	2	74	1		238. 5	7	3	1	68	1	75. 5		17	1	17. 5	
	(304.5)	(77)	(1)	(80)	(1) (235.5)	/	(3)	(0)	(53)	(1)	(59.5)	/	(8)	(3)	(9.5)	/

1

-12-

) 概況	(I)	2			(3) [4	害者の数			(4)	(5)	6
区分	企業数	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者数	A.重度身体障害者及び 重度知的障害者	B.重度身体障害者及び 重度知的障害者である短 時間労働者	C. 重度以外の身体障害 者、知的障害者及び精 神障害者	D.重度以外の身体障害 者及び知的障害者並び に精神障害者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	美雇用率 E÷②×100	法定雇用率達成企業の 数	法定雇用率達成企業の 割合
産業計	企業 405	70, 676. 5	314	43	人 620	人 108	人 1, 345 . 0	160. 5	1.90	企業 233	57. 5
	(403)	(70, 029. 0)	(289)	(28)	(587)	(104)	(1,245.0)	(138.0)	(1.78)	(215)	(53.3
	企業	٨٨		•	٨.	•	1		. %	企業	
農、林、漁業	3	296. 0	1	0	3	0	5.0	0.0	1. 69	3	100.0
	(4)	(330.0)	(1)	(0)	(4)	(0)	(6.0)	(0.0)	(1.82)	(4)	(100.0
鉱業,採石業, 砂利採取業	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0
沙州採収来	(0	(0.0)	0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0
建設業	10	768. 5	3	0	2	0	8. 0	2. 0	1. 04	5	50. 0
	(7)	(499.0)	3 3	(0)	(2)	(0)	(8.0)	(2.0)	(1.60)	(4)	(57.1
製造業	96	23, 617. 5	130	2	255	4	519.0	40. 5	2. 20	62	64. 6
	(94)	(23,507.0)	124	(2)	(233)	(3)	(484.5)	(37.5)	(2.06)	(54)	(57.4
電気・ガス・熱供給・水 道業	1	74. 5	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0
坦米	(1)	(80.0)	0	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0.0
情報通信業	9	1, 552. 0	7	0	7	1	21.5	4.0	1. 39	3	33. 3
	(9)	(1,629.5)	(4)	(0)	(5)	(1)	(13.5)	(2.0)	(0.83)	(3)	(33.3
運輸業,郵便業	16	1,831.5	5	0	15	0	25. 0	7.0	1. 37	12	75. 0
2 10000											
卸売業,小売業	(16) 62	(1,811.0) 7, 429. 0	16	(0)	(12)	(0)	(20.0)	(3.0)	1.10)	(11)	(68.8
同のし来 、イツし来											
金融業,保険業	(67)	(7,837.5)	14 2	(1)	1	(12)	(92.0)	(14.5)	(1.17)	(25)	(37.3
ILIIA X) PNEX X	7	3, 766. 0	25	1	28	1	79. 5	1.0	2. 11	3	42. 9
	(7)	(3,768.5)	24 2	1	1	(1)		(0.0)	(2.08)	(3)	(42.9
不動産業, 物品賃貸業	1	107. 5	1	0	0	0	2.0	0.0	1. 86	1	100. 0
	(1)	(102.5)	1 1	(0)	(0)	(0)	(2.0)	(0.0)	(1.95)	(1)	(100.0
学術研究,専門・技術 サービス業	9	813. 0	3	0	7	0	13.0	1.0	1. 60	5	55. 6
	(9)	(748.5)	2	(1)	(8)	(0)	(13.0)	(4.0)	(1.74)	(5)	(55.6
宿泊業,飲食サービス 業	8	932. 0	1	2	7	6	14.0	2.0	1. 50	4	50.0
	(8)	(1,312.5)	3)	(0)	(12)	(15)	(25.5)	(6.0)	(1.94)	(4)	(50.0
生活関連サービス業, 娯楽業	10	1, 900. 5	7	2	16	9	36.5	6. 0	1. 92	4	40.0
<i></i>	(12)	(2,210.0)	6	(0)	(15)	(11)	(32.5)	(10.0)	(1.47)	(4)	(33.3
教育,学習支援業	5	877. 0	7	1	4	0	19.0	0.0	2. 17	4	80. 0
	(6)	(976.5)	6)	(1)	(6)	(1)	(19.5)	(0.0)	(2.00)	(6)	(100.0
医療,福祉	122	18, 624. 5	81	25	167	55	381. 5	63. 0	2.00)	86	70. 5
複合サービス事業	(116)	(17,601.5) 3, 148. 0	21	(15)	(159) 29	(55) 2	(341.5) 73.0	(48.5) 8.0	(1.94)	(74)	(63.8 46.7
なロリーレク学来											
	(14)	(3,050.5)	19 1	(2)	(22)	(1)	(62.5)	(7.0)	(2.05)	(4)	(28.6
サービス業	31	4, 939. 0	6	6	23	6	44. 0	9. 5	0.89	7	22. 6
	(32)	(4,564.5)	(8)	(5)	(23)	(4)	(46.0)	(3.5)	(1.01)	(13)	(40.6

注 1(1)①の表と同じ

(4)民間企業における雇用状況の推移

	年		対象	障害者	- の数(人)	実雇	用率(%)	法定雇用率達割合(%)	産成企業の	法定
			企業数		対前年増減		対前年増減		対前年増減	雇用率
昭和	55	年	153	540		1.83	0.11	60.8	$\triangle 2.4$	
	56		164	569	29	1.81	$\triangle 0.02$	61.0	0.2	
	57		185	611	42	1.83	0.02	60.0	\triangle 1.0	
	58		183	583	\triangle 28	1.79	$\triangle 0.04$	59.6	\triangle 0.4	1.5%
	59		196	578	\triangle 5	1.73	$\triangle 0.06$	59.7	0.1	(67人)
	60		200	580	2	1.72	$\triangle 0.01$	55.5	$\triangle 4.2$	
	61		195	589	9	1.75	0.03	54.9	\triangle 0.6	
	62		186	571	△ 18	1.71	$\triangle 0.04$	55.9	1.0	
	63		198	643	72	1.86	0.15	54.5	$\triangle 1.4$	
				(588)	(17)	(1.70)	$(\triangle 0.01)$			
平成	元	年	206	677	34	1.88	0.02	51.9	$\triangle 2.6$	
	2		217	721	44	1.89	0.01	56.7	4.8	
	3		239	767	46	1.88	\triangle 0.01	51.5	\triangle 5.2	
	4		252	774	7	1.80	\triangle 0.08	49.6	△ 1.9	1.6%
	5		264	827	53	1.83	0.03	53.0	3.4	(63人)
	6		273	823	\triangle 4	1.77	$\triangle 0.06$	54.6	1.6	
	7		281	836	13	1.76	\triangle 0.01	54.4	$\triangle 0.2$	
	8		288	836	0	1.76	0.00	55.0	0.6	
	9		281	798	△ 38	1.66	$\triangle 0.10$	51.6	$\triangle 3.4$	
	10		288	818	20	1.75	0.09	52.8	1.2	
	11		306	805	△ 13	1.70	$\triangle 0.05$	48.0	△ 4.8	
	12		290	760	\triangle 45	1.61	$\triangle 0.09$	50.0	2.0	
	13		268	724	△ 36	1.63	0.02	46.6	$\triangle 3.4$	
	14		289	677	\triangle 47	1.46	$\triangle 0.17$	40.1	\triangle 6.5	1.8%
	15		281	682	5	1.50	0.04	45.6	5.5	(56人)
	16		304	702	20	1.43	$\triangle 0.07$	43.7	\triangle 1.9	
	17		308	708	6	1.41	$\triangle 0.02$	44.5	0.8	
	18		328	738	30	1.33	\triangle 0.08	44.2	\triangle 0.3	
				(731)	(23)	(1.32)	$(\triangle 0.01)$			
	19		333	839	101	1.49	0.16	45.3	1.1	
	20		341	890.5	51.5	1.53	0.04	47.2	1.9	
	21		343	936.5	46.0	1.61	0.08	52.8	5.6	
	22		328	981.0	44.5	1.67	0.06	57.0	4.2	
	23		355	1,079.5	98.5	1.67	0.00	55.8	$\triangle 1.2$	
			333	(1,055.5)		(1.74)	(0.07)			
	24		348	1,106.5	27.0	1.68	0.01	57.8	2.0	
	25		403	1,245.0	138.5	1.78	0.10	53.3	$\triangle 4.5$	2.0%
	26		405	1,345.0		1.90	0.12	57.5	4.2	(50人)

注1

「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

~昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年~平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者

平成5年~平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

■ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神隨害者

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人カウント)

平成23年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び 知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外 身体障害及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働

▲ 者は0.5人カウント)

注2

()内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

-13-

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

EV	①法定雇用率				②不	足数				③障害者の
区分	未達成企業 の数	0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	数が0人で ある企業数
規模計	1 72 (100.0%)	1 22 (70.9%)	32 (18.6%)	9 (5.2%)	4 (2.3%)	3 (1.7%)	2 (1.2%)	_	_ _	111 (64.5%)
50-56人未満	21 (100.0%)	21 (100.0%)	_		_		<u> </u>		<u>-</u>	21 (100.0%)
56-100人未満	77 (100.0%)	77 (100.0%)	_	_			_		_ _	72 (93.5%)
100-300人未満	56 (100.0%)	22 (39.3%)	30 (53.6%)	(3.6%)	2 (3.6%)		_	_	<u>-</u>	18 (32.1%)
300-500人未満	13 (100.0%)	1 (7.7%)	2 (15.4%)	6 (46.2%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)	_	_	<u>-</u>	(0.0%)
500-1,000人未満	(100.0%)	(50.0%)	_	(50.0%)			_ _	1	_ _	(0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	_ _	_		_ _	(33.3%)	2 (66.7%)	_	_ _	(0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

² ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 公的機関における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.3%)

各表の数値の下欄は平成25年6月1日の数値である。

① 概況

区分		② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	障害者及び 重度知的障 害者		C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	害者の数 D.重度以外身 体間等者者及び 知に精神障害 者である短時 間勤務職員	$A \times 2 + B + C$	F. うち新規雇 用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
計	機関 4	3, 825. 5	人 15	o [^]	人 61	0 ^人	91. 0 人	4. 0 ^人	2. 38	機関 4	100. 0
	(4)	(3,833.5)	(15)	(1)	(58)	(0)	(89.0)	(0.0)	(2.32)	(4)	(100.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

		1			②身体障害者	の数					③知的障害	害者の数				④精神障	害者の数	
			a.重度身体障 b	. 重度身体 c. :	重度以外の d. 重	i度以外の e.	計		a.重度知的障	b. 重度知的	c. 重度以外の o	d. 重度以外の e	. 計		c.精神障害者	d. 精神障害者	e. 計	
区	[分		害者	章害者である 身体	本障害者 身体	障害者で a×2			害者	障害者である		知的障害者で a	$\times 2+b+c+$		1	である短時間	$c+d\times0.5$	f. うち新規雇
			9	豆時間勤務職		豆時間勤 ×0.	5	用分		短時間勤務職		ある短時間勤 d	$\times 0.5$	用分		勤務職員		用分
				Į.	務職	貝			į	貝		務職員						
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
i	計	91.0	15	0 :	60 :	0 ;	90. 0	4. 0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	1	0.0	1.0	0.0
		(89.0)	(15)	(1) (58) (0) (89.0)	(7.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1	(0.0)	(1.0)	(0.0)

注 2(1)②の表と同じ

-15-

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.3%) (各表の数値の下欄は平成25年6月1日の数値である。)

① 概況

		② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	障害者及び 重度知的障 害者	ある短時間勤	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	知的障害者並	$A \times 2 + B + C +$	F. うち新規雇 用分	④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
市町村の機関	32	7, 342. 5	40	2	83	3	166. 5	16. 0	2. 27	24	75. 0
	(34)	(7,427.0)	(45)	(2)	(81)	(4)	(175.0)	(13.5)	(2.36)	(28)	(82.4)

注 1(1)①の表と同じ

2	障害種別	在耶	哉状況																			
		1						②身体	障害者の数						③知的	障害者の数				④精神障	管害者の数	
		障害	者の数	a.重度身		b. 重度』			d. 重度以外の				a.重度知的	b. 重度知的	c. 重度以外	d. 重度以外の	e. 計		c.精神障害者	d. 精神障害者	e. 計	
				障害者		体障害者	で	の身体障害	身体障害者で	$a \times 2$	2+b+c+d	f. うち新規雇	障害者	障害者である	の知的障害	知的障害者で	$a \times 2 + b + c +$	f. うち新規雇		である短時間	$c+d\times0.5$	f. うち新規雇
						ある短時間	引勤	者	ある短時間勤	$\times 0.$		用分		短時間勤務職	者	ある短時間勤	d×0.5	用分		勤務職員		用分
						務職員			務職員					員		務職員						,,
													1									
			人		人		人	人			人	人		人	人	人	人	人	人	人		
												· .							· ·			
			100 5		.		,	70	_		154.0	15.0			-		F 0	1.0		0.0	7.5	0.0
	市町村の機関		166. 5	2	10		۱ ۲	12	0		154. 0	15. 0	0	0	5	0	5.0	1. 0	б	3. 0	7.5	0.0
		(175.0)	(/	45)	(2)	(70)	(0)	(162.0)	(12.0)	(0)	(0)	(6)	(1)	(6.5)	(1.0)	(5)	(3, 0)	(6.5)	(0.5)
		(110.07		10 /	, ,	٠/ ا	(10)	(0)		102.0)	(12.0)	(0)		(0)	' ' '	(0.0)	1.07	(0)	(3.0)	(0.0)	(0.0)

注 ①(1)②の表と同じ

① 概況

		② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	障害者及び 重度知的障 害者		C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	知的障害者並	$A \times 2 + B + C +$	F. うち新規雇 用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
計	機関 2	5, 700. 5	人 36	3 ^人	人 41	人 15	人 123. 5	人 9. 5	2. 17	機関 1	50.0
	(2)	(5,753.0)	(34)	(3)	(43)	(16)	(122.0)	(11.0)	(2.12)	(1)	(50.0)

(3) 県等の教育委員会 (法定雇用率 2. 2%) (各表の数値の下欄は、平成25年6月1日時点の数値である。)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

Γ		1				障害者の数					③知的障	害者の数				④精神区	章害者の数	
		障害者の数	a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	身体障害者			f. うち新規雇 用分	a.重度知 的障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員	外の知的障	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務職 員	e.	f. うち新規 雇用分	c.精神障害 者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員		f. うち新規雇 用分
ı		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	. 人
	計	123. 5	36	2	39	3	114.5	5. 0	0	1	1	11	7. 5	4. 0	1	1. 0	1.5	0. 5
		(122.0)	(34)	(2)	(41)	(4)	(113.0)	(4.0)	(0)	(1)	(1)	(11)	(7.5)	(3.5)	(1	(1.0)	(1.5)	(0.5)

注 2(1)②の表と同じ

① 概況

		② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	障害者及び 重度知的障	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	知的障害者並	$A \times 2 + B + C +$	F. うち新規雇 用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
計	機関 3	2, 219. 5	人 11	o [^]	人 26	0 ^人	人 48. 0	人 9. 5	2. 16	機関 2	66. 7
	(2)	(1,859.5)	(11)	(0)	(21)	(0)	(43.0)	(11.0)	(2.31)	(1)	(50.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

	1)				章害者の数					③知的障	誓書者の数				④精神	章害者の数	
	障害者の数	a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員		d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	$a \times 2 + b + c + d$	f. うち新規雇 用分	a.重度知 的障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員	外の知的障 害者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務職 員	e. ≅⊤ a×2+b	f. うち新規 雇用分		d. 精神障害者 である短時間 勤務職員		f. うち新規雇 用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	. ,
計	48. 0	10	0	14	0	34. 0	7. 0	1	0	8	0	10.0	2. 0	4	0. 0	4. 0	2. 0
	(43.0)	(10)	(0)	(12)	(0)	(32.0)	(8.0)	(1)	(0)	(6)	(0)	(8.0)	(4.0)	(3	(0.0)	(3.0)	(2.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況

県知事部局の状況(法定雇用率2.3%)

		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合	計	2, 932. 0	68. 0	2. 32	0. 0	
徳,	島県	2, 932. 0	68. 0	2. 32	0.0	

その他の県の機関の状況(法定雇用率2.3%)

		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合	計	893. 5	23. 0	2. 57	0. 0	
徳島県金	企業局	118. 0	2. 0	1. 69	0.0	
徳島県	病院局	412. 0	13. 0	3. 16	0.0	
徳島県警	警察本部	363. 5	8. 0	2. 20	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数 (旧除外職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的職員については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町村機関の状況(法定雇用率2.3%)

(2)	111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	関の状況 (法定権用	1年4. 5/0	/		T
		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合	計	7,342.5	166.5	2.27	12.0	
í	徳島市	1,606.0	38.0	2.37	0.0	
	水道局	164.0	4.0	2.44	0.0	
	交通局	47.0	0.0	0.00	1.0	
	病院局	143.0	2.0	1.40	1.0	
Ţ	鳥門市	383.5	9.0	2.35	0.0	
小	松島市	261.0	4.0	1.53	2.0	
	阿南市	587.0	13.0	2.21	0.0	
吉	野川市	420.5	7.0	1.66	2.0	注4
ßF	可波市	382.0	8.0	2.09	0.0	注4
美	美馬市	352. 0	9. 0	2. 56	0.0	注4
Ξ	三好市	424.0	9.0	2.12	0.0	
胳	券浦町	102.0	3.0	2.94	0.0	
L	上勝町	74.0	1.0	1. 35	0.0	
佐那	『河内村	-	-	_	_	注5
7	井町	152.0	2.0	1.32	1.0	
神	申山町	89.0	2.0	2.25	0.0	
用	『賀町	219.0	5.5	2.51	0.0	
牟	岭町	64.0	2.0	3.13	0.0	
美	急波町	135.0	3.0	2.22	0.0	
淮	再陽町	108.0	2.0	1.85	0.0	
杠	公茂町	141.0	3.0	2.13	0.0	
#	上島町	152.0	1.0	0.66	2.0	
藍		145.0	8.0	5.52	0.0	
杉	反野町	111.0	4.0	3.60	0.0	
Т	-板町	124.0	3.0	2.42	0.0	
つ	るぎ町	331.0	6.0	1.81	1.0	
東。	みよし町	143.0	5.0	3.50	0.0	
鳴門	月市教委	117.5	0.0	0.00	2.0	注6
小松	島市教委	57.0	3.0	5.26	0.0	
阿南	有市教委	147.0	6.0	4.08	0.0	
三女	子市教委	53. 0	1.0	1.89	0.0	
北島	島町教委	51.0	1.0	1.96	0.0	
藍伯	主町教委	57. 0	2.0	3.51	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 4 注4の機関は、特例認定を受けている。 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合 に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
 - 5 注5の機関においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
 - 6 鳴門市教育委員会については、10月24日において雇用率達成となっている。

(3) 県等の教育委員会の状況

県教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5, 189. 5	116. 5	2. 24	0.0	
徳島県教育委員会	5, 189. 5	116. 5	2. 24	0.0	

市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合	計	511. 0	7. 0	1. 37	4. 0	
徳島市教	有委員会	511. 0	7. 0	1. 37	4. 0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 独立行政法人の状況

法定雇用率2.3%

		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合	計	2, 219. 5	48.0	2. 16	4.0	
国立大学	学法人	1, 856. 0	44. 0	2. 37	0.0	2 機関
地方独立征	行政法人	363. 5	4. 0	1. 10	4. 0	1 機関

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。